

# 低所得の子育て世帯に対する子育て世帯生活支援特別給付金について

食費等の物価高騰の影響が長期化する中で、低所得の子育て世帯に対し、その実情を踏まえた生活の支援を行う観点から、子育て世帯生活支援特別給付金を支給することになりました。

**給付額 児童1人あたり 一律5万円**

## 1. 低所得のひとり親世帯の方

### ●対象者

児童扶養手当の支給要件に該当しているお子さんを養育している方であって、以下の①～③のいずれかに該当する方

①令和5年3月分の児童扶養手当受給者の方

②公的年金給付等を受給していることにより、令和5年3月分の児童扶養手当の支給を受けていない方

※「公的年金等」には、遺族年金、障害年金、老齢年金、労災年金、遺族補償などが該当します。

③令和3年の収入が、児童扶養手当の所得制限限度額を上回っていたため、令和5年3月分の児童扶養手当は受給していないが、新型コロナウイルス感染症の影響を受けて家計が急変するなど、収入が児童扶養手当を受給している方と同じ水準になっている方

### ●申請方法

I. 上記①に該当する方については申請不要です。岡山県より、児童扶養手当を支給している口座に給付金が振り込まれます（対象者には通知を郵送していますので、そちらをご確認ください）。

II. 上記②または③に該当する方については、申請が必要です。申請用紙を窓口または郵送でお渡ししますので、下記までご連絡ください。

## 2. 低所得者のひとり親以外の世帯（その他世帯）の方

### ●対象者

以下の①又は②に該当する方

▶平成17年4月2日以降（特別児童扶養手当対象のお子さんについては平成15年4月2日以降）、令和6年2月29日までに生まれたお子さんが対象です。ただし、下記①に該当する場合は平成16年4月2日以降（特別児童扶養手当対象のお子さんについては平成14年4月2日以降）のお子さんでも対象となります。

①令和4年度中に実施した子育て世帯生活支援特別給付金（前回の給付金）の支給対象者であった方

②令和5年3月31日時点で18歳未満の児童（特別児童扶養手当に該当する障害児の場合は20歳未満）を養育する父母等であって、令和5年度の住民税が非課税の方又は令和5年1月以降の収入が急変し住民税非課税相当の収入となった方

### ●申請方法

I. 上記①に該当する方は申請不要です。対象になる方には通知を送付します。

ただし、令和5年3月1日から令和6年2月29日までに出生されたお子さんについては、令和4年度の給付金対象となっていないため申請が必要です（上記②に該当する場合は支給対象となります）。

II. 上記②に該当する方は申請が必要です。

6月15日(木)から受付を開始します。

申請書は6月15日(木)以降に窓口または郵送でお渡ししますので、下記までご連絡ください。

※両方に該当する場合はどちらか一方のみの支給となります。

鏡野町役場ホームページに本給付金について詳細な情報を掲載していますので、ご確認ください。

## 申請期限：令和6年2月29日(木)必着

※2に該当する方で、出生等により、児童が新たに令和6年3月分の児童手当や特別児童扶養手当の対象となった場合は、令和6年3月15日(金)まで受け付けます。

お問い合わせ先 鏡野町子育て支援課 子育て支援係 担当：池田 電話(0868)54-2991 FAX(0868)54-2891

## ひとり親家庭等医療費受給資格証の更新について

ひとり親家庭等医療費の受給資格証の有効期限は毎年6月30日です。

継続してひとり親家庭等医療を受ける方は、受給資格証の更新が必要です。

対象となる方には事前に通知をお送りしますので、忘れずに更新手続きを行ってください。

前年分の所得税が課せられた方は、今年度は非該当となります（非該当になる方にはその旨の通知をお送りします）。

お問い合わせ先 鏡野町子育て支援課 子育て支援係 担当：池田 電話(0868)54-2991 FAX(0868)54-2891